

軽度者への福祉用具貸与例外給付の取り扱い指針

令和2年 4月1日
総社市 長寿介護課

下記ア～オの福祉用具については、軽度者の方（要支援1・2，要介護1）は原則として介護保険での保険給付は行われません。（軽度者の身体状況からみて、使用が想定しにくいため）

- ア 車いす及び車いす付属品
- イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品
- ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器
- エ 認知症老人徘徊感知機器
- オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- カ 自動排泄処理装置（要支援1・2，要介護1・2・3へ保険給付できない）

ただし、身体状況により福祉用具を必要とする状態である場合については、保険給付が可能ですが、貸与にあたっては保険者の確認を受ける必要があります。居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所・（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所は、次項のフローチャートにより、事前に該当する手続きを行っていただく必要があります。

★福祉用具を必要とする状態の判断基準は？（フローチャート）

次のとおり、①→②→③の順に判断してください。

① 要介護認定データ（調査項目）を利用し、身体の状態により判断

別表のとおり、福祉用具を必要とする状態に対応する要介護認定データ（調査項目の結果）となっていますか？

確認方法

認定調査表（直近のもの）の写しにより、要介護認定データ（調査項目の結果）で別表の該当項目を確認し、調査表の写しをサービス記録と併せて保存する。

NO

YES

保険給付可能

② 要介護認定データ（調査項目）では判断できない【ア（二）及びオ（三）】についてケアマネジメントにより事業者が判断

車いす（移動の支援が特に認められる者）及び移動用リフト（段差の解消が必要と認められる者）については、要介護認定データ（調査項目）の基準がないため、適切なケアマネジメントを通じて、居宅介護（介護予防）支援事業者が判断していますか？

確認方法

主治医の意見をふまえて、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、福祉用具を必要とする状態であることや、福祉用具の貸与が必要な理由が明記された居宅（介護予防）サービス計画書を作成する。

NO

YES

保険給付可能

③ 「軽度者への福祉用具貸与の例外給付確認申請書」により判断

被保険者の状態、医師及びケアマネジメントの判断により福祉用具が必要な状態であり、「軽度者への福祉用具貸与の例外給付確認申請書」により、保険者（総社市長寿介護課）の確認を得ていますか？

確認方法 → 次のページのとおり

NO

YES

保険給付可能

保険給付できません

③ 「軽度者への福祉用具貸与の例外給付確認申請書」による判断の手続きの流れ

次のⅠ～Ⅲまでのいずれかに該当することが医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であると判断される場合は、これらについて、市が書面等確実な方法により確認することで、貸与の必要性を判断させていただきます。

【「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」のⅠ～Ⅲ】

疾病その他の原因により、次のいずれかに該当する者

Ⅰ 状態が変動しやすく、日又は時間帯によって、頻繁に「【別表】福祉用具を必要とする状態」に該当する者

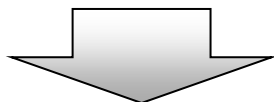
⇒ パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象など

Ⅱ 状態が急速に悪化し、短期間のうちに「【別表】福祉用具を必要とする状態」に該当することが確実に見込まれる者

⇒ がん末期の急速な状態悪化など

Ⅲ 身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から「【別表】福祉用具を必要とする状態」に該当すると判断できる者

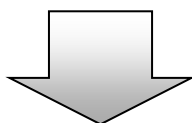
⇒ ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避など



「市が書面等確実な方法により確認する」についての確認方法及び手順について

① 被保険者の状態の確認

ケアマネジャーは、主治医意見書等を参考とし、被保険者の状態が上記Ⅰ～Ⅲに該当する可能性があるかどうかを確認してください。



該当する可能性がある場合

② 医師への照会

ケアマネジャーは、当該被保険者の状態像が上記Ⅰ～Ⅲに該当するかどうか医師に照会してください。照会の際には、Ⅰ 医師の所見、Ⅱ 医師氏名、Ⅲ 福祉用具貸与が必要な理由を確認してください。

* 医師の医学的所見はサービス担当者会議等までに確認が必要です。

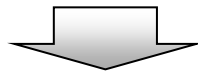
* 電話による聞き取りの場合は、確認した相手や日時、内容について、必ず記録に残してください。



③ サービス担当者会議の開催

②において上記Ⅰ～Ⅲに該当するとの所見が示された場合、ケアマネジャーは、サービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントにより福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して特に必要であるかどうかを判断し、例外給付の対象とすべき状況等について、サービス担当者会議の記録等として、所定様式に記載しておいてください。

(議事録等に①開催日、②出席者、③福祉用具貸与の例外給付についての検討内容のすべてを記載。該当する箇所にマーカーをお願いします。)



④ 「軽度者に対する福祉用具貸与費の例外給付に係る確認申請書」の提出

①～③において、福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して特に必要であると判断した場合、ケアマネジャーは総社市長寿介護課にサービス担当者会議の記録等を添付して、「確認申請書」を提出してください。

「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」のⅠ～Ⅲのいずれかに該当することが、①医師の診断書等、②主治医意見書③要介護認定申請等に係る意見書)、③医師からの所見を聴取した記録(ア聴取日時、イ聴取方法、ウ聴取内容、エ聴取した医師氏名のすべて記載)のいずれかに記載されていることが必要となります。

【提出書類】

- ・軽度者の福祉用具貸与の例外給付に係る確認申請書
- ・居宅サービス計画書(第1表, 第2表) …要介護1・2・3
- ・介護予防サービス計画書(1/3, 2/3, 3/3) …要支援1・2
- ・サービス担当者会議の要点
- ・その他申請書の内容が確認できる書類(連絡票等医師の所見が確認できる書類等)
…該当する場合のみ



⑤ 総社市での確認

下記の判断基準により、例外給付の確認審査を行います。

軽度者の状態確認

被保険者の状態が「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する可能性があるか、「医師の医学的な所見」により確認します。（主治医意見書、介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見を参考とします。また、内容確認のため、介護支援専門員や医師への照会、福祉用具専門員が作成する「（介護予防）福祉用具貸与計画」の提出を依頼する場合があります。）

【判断基準】

下記（１）～（３）のすべてが確認できれば可。

- （１）居宅介護（介護予防）サービス計画書に①医師の所見，②医師氏名，③福祉用具貸与が必要な理由，すべてが記載されていること。
- （２）サービス担当者会議の内容を記録した議事録等に①開催日，②出席者，③福祉用具貸与の例外給付についての検討内容，すべてが記載されていること。
- （３）「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」のⅠ～Ⅲのいずれかに該当することが，①主治医意見書，②医師の診断書等，③医師からの所見を聴取した記録（ア聴取日時，イ聴取方法，ウ聴取内容，エ聴取した医師氏名のすべて記載）のいずれかに記載されていること。



⑥ 確認結果の通知

「軽度者の福祉用具貸与の例外給付に係る確認申請書」の提出を受けた総社市長寿介護課は、確認申請書の内容が【提出書類】により確認できるか審査し、その結果を居宅介護（介護予防）支援事業者に文書で通知します。

【別表】

種目	福祉用具を必要とする状態 (95号告示第25号のイ)	要介護認定データ(調査項目の結果)
ア 車いす及車いす付属品	次のいずれかに該当 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) <u>日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者</u>	基本調査1-7 歩行 「3. できない」 (ケアマネジメントを通じ指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者が判断)
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 起きあがり 「3. できない」 基本調査1-3 寝返り 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当 (一) 意志の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 意思の伝達 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 3-2～3-7: 記憶・理解いずれか 「2. できない」 又は 3-8～4-15: 問題行動のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載している場合も含む。 基本調査2-2 移動 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当 (一) 日常的に立ちあがり困難な者 (二) 移乗が一部解除又は全介助を必要とする者 (三) <u>生活環境において段差の解消が必要と認められる者</u>	基本調査1-8 立ち上がり 「3. できない」 基本調査2-1 移乗 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 (ケアマネジメントを通じ指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者が判断)

カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 排便 「4. 全介助」 基本調査 2-1 移乗 「4. 全介助」
------------	---	--

確認を行った福祉用具の給付取り扱いについて

① 新規申請の適応開始日について

原則として「軽度者への指定(介護予防)福祉用具貸与の例外給付 確認申請書」及び必要な添付書類に不備がなく、総社市長寿介護課において当該申請書が受理された日（実際に受理した日）を適応開始日とします。

② 保険給付の適用

開始日以降の適用とし、開始日前に貸与がなされていた場合は、原則として保険給付の対象となりません。また適用期間終了後に更新の手続きが実施されていない場合も同様の取り扱いとなります。

③ 必要性の検証

貸与開始後は、介護支援専門員等がモニタリング、プランの目標達成状況の評価又は必要性に応じて随時サービス担当者会議を開催する手段によって、当該福祉用具の必要性を検証し、その結果を記録してください。

* ケアマネジメントの結果、不要となれば貸与を中止してください。

* 再開する場合は再度確認申請が必要です。

あくまで軽度者への貸与は原則保険給付対象外であることを踏まえ、適切なケアマネジメントのもとに運用を行ってください。

④ 有効期間終了後の取扱い

要介護更新認定・区分変更の認定を受け、引き続き軽度者等に該当し、貸与適用期間終了後も継続して福祉用具の貸与を受ける場合は改めて手続きが必要となります。

今までの利用をそのままに継続するのではなく、今まで以上に福祉用具貸与の必要性についてアセスメントを行っていただきますようお願いいたします。単に利用者の意向を反映させるのではなく、必ず、主治医の意見再確認・ケアマネジャーとしてのアセスメントを経た上で、更新手続きを行ってください。【更新の場合も、初回申請時と同じ様式を使用してください。】

⑤ 暫定サービス計画による福祉用具貸与の例外給付

新規申請中、変更申請中、更新申請中の認定期限切れの場合などに、暫定ケアプランを立てる場合も、例外給付が想定されるケースでは、事前に確認申請手続きを行ってください。

Q&A

Q 1 「確認申請書」を提出する必要があるのはどんな時があるか。

A 1 以下の場合、市に申請書を提出する必要があります。

例えば、

- ・福祉用具の貸与を開始するとき
- ・要介護・要支援認定が更新されたとき
- ・要介護・要支援認定が区分変更されたとき
- ・ケアマネジメントにより貸与を中止し、再開する場合
- ・貸与する福祉用具の追加・変更が生じた場合
（例：特殊寝台→特殊寝台と床ずれ防止用具）
（例：床ずれ防止用具→体位変換器）

いずれも原則として、サービス提供開始前に申請書を提出してください。

Q 2 確認申請有効期間内に事業所が変更となった場合、再申請は必要か。

A 2 再申請は不要です。

事業所間の連携（確認通知書の写しを变更后事業所へ渡す）をお願いします。

Q 3 GPS機能が付いている認知症老人徘徊感知機器は介護給付の対象になるか。

A 3 GPS機能と認知症老人徘徊感知機器が、物理的に分離されている場合にのみ、福祉用具の種目に相当する部分に限り給付の対象とします。